	□　トランスミッションオイルの漏れの点検は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
	□　トランスミッションオイルの交換は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
	□　デファレンシャルオイルの漏れの点検は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
	□　デファレンシャルオイルの交換は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。

注：「■」は車両の点検・整備に当たって必ず実施すべき項目
「□」は車両の点検・整備に当たって実施するよう努めるべき項目

⑵　目標の立て方

当該年度に契約する輸配送業務の総件数に占める基準を満たす輸配送業務の件数の割合とする。

22－８　旅客輸送（自動車）

⑴　品目及び判断の基準等

旅客輸送	【判断の基準】 ①エネルギーの使用の実態及びエネルギーの使用の合理化に係る取組効果の把握が定期的に行われていること。 ②エコドライブを推進するための措置が講じられていること。 ③エネルギー効率を維持する等環境の保全のため車両の点検・整備を実施していること。 ④旅客輸送効率の向上のための措置又は空車走行距離の削減のための措置が講じられていること。 ⑤上記①については使用実態、取組効果の数値が、上記②から④については実施の状況がウエブサイトをはじめ環境報告書等により公表され、容易に確認できること、又は第三者により客観的な立場から審査されていること。 【配慮事項】 ①エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づく「旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する旅客輸送事業者の判断の基準（経済産業省・国土交通省告示第６号（平成18年３月31日））」及び「旅客の輸送に係る電気の需要の平準化に資する措置に関する電気使用旅客輸送事業者の指針（経済産業省・国土交通省告示第３号（平成26年１月17日））」を踏まえ、旅客輸送におけるエネルギーの使用の合理化及び電気の需要の平準化に資する措置の適切かつ有効な実施が図られていること。 ②低燃費・低公害車の導入を推進するとともに、可能な限り低燃費・低公害車による旅客輸送が実施されていること。 ③エコドライブを推進するための装置が可能な限り導入されていること。 ④道路交通情報通信システム（ＶＩＣＳ）対応カーナビゲーションシステムや自動料金収受システム（ＥＴＣ）等、高度道路交通システム（ＩＴＳ）の導入に努めていること。 ⑤事業所、営業所等におけるエネルギー使用実態の把握を行うとともに、当該施設におけるエネルギー使用量の削減に努めていること。 ⑥ＧＰＳ－ＡＶＭシステムの導入による効率的な配車に努めていること。

備考）１　「エコドライブ」とは、エコドライブ普及連絡会作成「エコドライブ10のすすめ」（平成24年10月）に基づく運転をいう。

（参考）①ふんわりアクセル『ｅスタート』②車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転③減速時は早めにアクセルを離そう④エアコンの使用は適切に⑤ムダなアイドリングはやめよう⑥渋滞を避け、余裕をもって出発しよう⑦タイヤの空気圧から始める点検・整備⑧不要な荷物はおろそう⑨走行の妨げとなる駐車はやめよう⑩自分の燃費を把握しよう

２　判断の基準②の「エコドライブを推進するための措置」とは、次の要件をすべて満たすことをいう。

ア．エコドライブについて運転者への周知がなされていること。

イ．エコドライブに係る管理責任者の設置、マニュアルの作成（既存マニュアルの活用を含む。）及びエコドライブの推進体制を整備していること。

ウ．エコドライブに係る教育・研修等を実施していること。

エ．運行記録を運転者別・車種別等の適切な単位で把握し、エネルギーの使用の管理を行っていること。

３　判断の基準③の「車両の点検・整備」とは、日常点検、定期点検の実施等道路運送車両法等において規定されている事項を遵守するほか、車両のエネルギー効率を維持する等環境の保全を目的に、別表に示した点検・整備項目に係る自主的な管理基準を定め、実施していることをいう。

４　判断の基準④の「旅客輸送効率の向上のための措置」及び「空車走行距離の削減のための措置」とは、次の要件を満たすことをいう。

一般貸切旅客自動車にあっては次の要件ア及びイを満たすことをいう。

ア．エネルギーの使用に関して効率的な旅客輸送経路を事前に選択し、運転者に周知していること。

イ．輸送人数、地域の特性に応じた適正車種の選択をしていること。

一般乗用旅客自動車にあっては次の要件ウを満たすことをいう。

ウ．配車に無線を導入していること、あるいは他の通信・情報機器等を利用し運転者との連絡が取れる体制を有していること。

５　配慮事項②の低燃費・低公害車とは、本基本方針に示した「13－１　自動車」を対象とする。

６　「環境報告書」とは、環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成16年法律77号）第２条第４項に規定する環境報告書をいう。

別　表

車両のエネルギー効率の維持等環境の保全に係る点検・整備項目

【点検・整備の推進体制】	
	□　点検・整備は、明示された実施計画に基づき、その結果を把握し、記録として残していること。
	□　点検・整備結果に基づき、点検・整備体制や取組内容について見直しを行う仕組みを有すること。
【車両の適切な点検・整備】	
	■　車両の状態を日常から把握し、環境に対して影響のある現象が確認された時には、直ちに点検・整備を実施していること。